

伝統産業学生就職促進応援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、伝統産業への就職に対する学生等の職業観の醸成を図るため、府内伝統産業事業者が実施する中長期かつ有償のインターンシップにおける学生等の受入に係る経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学生等」とは、府内で就学する大学生、短期大学生、大学院生、高等専門学校生、専門学校生及び高校生をいう。
ただし、これらの内、卒業年次生については、企業等からの内定を有していない者に限る。
- (2) 「府内伝統産業事業者」とは、京都府内に主たる事業所を有し、京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例（平成17年京都府条例第42号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により指定された京もの指定工芸品又は第10条第1項の規定により指定された京もの技術活用品若しくは、京都市が指定する伝統産業製品等（食品を除く）（以下「伝統工芸品」という。）の製造又は卸売をする中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。）又は個人事業主をいう。
- (3) 「中長期有償インターンシップ」とは、雇用契約を締結する給与支給型のインターンシップで、当該雇用契約の期間が1ヶ月以上で、当該期間における従事日数が11日以上のもをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学生等を対象とした中長期有償インターンシップを実施する府内伝統産業事業者であること
- (2) 京都府税の滞納がないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 雇入れた学生等が、事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族をいう。）である者
- (2) 申請日前1年以内に事業主の都合で従業員を解雇している者
- (3) 同一の学生等の受入に係り、他の助成制度の適用を受けている者
- (4) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等
- (5) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (6) 本補助金の申請日の前日から起算して過去1年間に、労働基準関係法令違反により送検処分を受けている者
- (7) 本府が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(補助事業の実施期間)

第5条 補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の実施期間は、知事が別に定める期日のおりとする。

(事前着手)

第6条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、別に定める事前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項に規定する交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(補助事業の変更の承認)

第9条 規則第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更するときは、あらかじめ別記第2号様式による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

- (1) 補助金額の20%以下の減額
- (2) 知事が別に定める軽微な変更

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第12条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、補助事業が完了し

た日から起算して20日を経過した日までに、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 学生等の雇用実績及び勤務条件等が確認できるもの（労働条件通知書の写しや雇用契約書の写しなど）
- (2) 学生等の勤務実態が確認できるもの（出勤簿の写しや賃金台帳の写しなど）
- (3) 支出が確認できるもの（給与明細書の写しなど）
- (4) その他知事が特に必要と認める資料

（交付の取消し等）

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき
- (4) 実績報告において、申請の内容と著しく差異があるとき
- (5) この要領の規定に違反したとき

（補助金の経理）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る一切の書類について、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和4年7月19日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>学生等を対象とした以下の条件を満たす中長期有償インターンシップの実施</p> <p>伝統工芸品に係る以下の事業であること。</p> <p>ア 製造（制作体験・技術継承）</p> <p>イ 新商品開発（デザイン、マーケティング等）</p> <p>ウ 販路開拓（経営、営業等）</p>	<p>対象となる学生等に支払われる賃金及び通勤手当</p> <p>（注意）賃金には、労働基準法第26条に規定する休業手当、臨時に支払われる賃金、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金等を含めない。また、労働基準法第28条に規定する最低賃金を上回るものとする。</p> <p>通勤手当は、公共交通機関の利用に支給された場合に限り、鉄道のグリーン車の利用は認められない。</p>	<p>10分の10</p>	<p>学生等1人あたり8万円</p>